

大正十二年九月四日起案
同九月六日午前閣議二供覽

帝
都
復
興
ノ
議

後藤內務大臣提案

帝都復興ノ議



後藤内務大臣提案

東京ハ帝國ノ首都ニシテ國家政治ノ中心、國民文化ノ淵源
タリ。從テ其ノ復興ハ啻ニ一都市ノ形態回復ノ問題ニ非
スシテ實ニ帝國ノ發展、國民生活改善ノ根基ヲ形成スルニ
在リ。サレハ今次ノ震災ハ帝都ヲ化シテ焦土ト成ジ、其ノ
慘害言フニ忍ヒサルモノアリト雖モ、理想的帝都建設ノ爲
眞ニ絶好ノ機會ナリ。此ノ機ニ際シ宜シク一大英斷ヲ以
テ帝都建設ノ大策ヲ確立シ之カ實現ヲ期セサルヘカラス。

躊躇逡巡此ノ好機ヲ逸セムカ國家永遠ノ悔ヲ遺スニ至ルヘシ。因テ茲ニ臨時帝都復興調查會ヲ設ケ、帝都復興ノ最高政策ヲ審議決定セシメムトス。

臨時帝都復興調查會ノ組織大要左ノ如シ。

總裁 內閣總理大臣

委員 一 國務大臣

二 樞密院議長

三 內閣總理大臣若ハ國務大臣タル禮遇ヲ賜ハリタル者

四 國務大臣タリシ者又ハ親任官中ヨリ勅命

セラレタル者

五 學識經驗アル者ヨリ勅命セラレタル者

一、帝都復興ノ大方針ヲ決定スルコト。即

(イ) 復興ニ關スル特設官廳ヲ新設

(ロ) 復興ニ關スル經費支辨ノ方法

(ハ) 罹災地域ニ於ケル土地整理策等

此等ノ問題ニ對スル腹案左ノ如シ。

(一) 帝都復興ノ計畫及執行ノ事務ヲ掌ラシムル爲メ新
タニ獨立ノ一機關ヲ設クルコト。其ノ組織大要左
ノ如シ。

(イ) 復興計畫局

- 一 都市ノ復興計畫ニ關スル事務
- 二 都市計畫法ノ施行ニ關スル事務

(ロ) 建築事務局

- 一 諸官廳舍ノ建築ニ關スル事務

(ハ) 建築監督局

- 一 建築物法ノ施行ニ關スル事務

(ニ) 土地整理局

- 一 震災地域ノ土地整理ニ關スル事務

(ホ) 救護局

- 一 罹災民ニ對スル衣食救護ニ關スル事務
- 二 家屋ノ建築竝ニ供給ニ關スル事務

(ヘ) 財務局

- 一 帝都建設ノ爲メニ要スル經費其ノ他財務ニ關スル事務

帝都復興計畫調査會ヲ設ケ、復興計畫ニ關スル當局ノ諮問機關トスルコト。其ノ組織大要左ノ如シ。

會長——委員

- 一 關係各省官吏
- 二 關係地方長官

三 關係市長

四 學識經驗者

(二) 帝都復興ニ要スル經費ハ原則トシテ國費ヲ以テ支辨スルコト。而シテ之ニ充當スル財源ハ長期ノ内外債ニ依ルコト。

(三) 罹災地域ノ土地ハ公債ヲ發行シテ此ノ際之ヲ買收シ、以テ土地ノ整理ヲ實行シタル上必要ニ應シテ更ラニ適當公平ニ其ノ賣却又ハ貸付ヲ爲スコト。

